

統計法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
 ○統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）抄

（傍線部分は改正部分）

七 医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする 基幹統計		一〜六 (略)	基幹統計	別表第二（第四条関係）	改正後
		(略)	事務の区分	都道府県知事が行う事務	
七 医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする 基幹統計		一〜六 (略)	統計調査員に関する事務	別表第二（第四条関係）	改正前
		(略)	事務の区分	都道府県知事が行う事務	
八 厚生労働大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務	七 調査票の集計に関する事務	一 統計調査員の設置に関する事務 二 調査票の配布に関する事務 三 調査票の取集に関する事務 四 調査票の審査に関する事務 五 法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施に関する事務 六 調査票への必要な事項の記入に関する事務	九 調査の広報に関する事務 十 厚生労働大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報		

(略)	八 十三	
	(略)	
	(略)	

(略)	八 十三	
	(略)	
	(略)	<p>告に関する事務</p> <p>十一 調査票の副票の保管に関する事務</p> <p>十二 厚生労働大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十三 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>